

「家庭的保育事業」について

「家庭的保育事業」について

保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者が、保育所と連携しながら、自身の居宅等において少数の主に3歳未満児を保育する。

※ 平成12年度予算化(保育需要の増に対応するための応急措置としての位置付け)

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(平成19年12月18日)ー抜粋ー

3 包括的な次世代育成支援の枠組みの構築

(具体的な制度設計の検討とともに先行して実施すべき課題)

○ 包括的な次世代育成支援を図る制度設計の検討とともに、平成21年度までの現行の「子ども・子育て応援プラン」及び地方公共団体の次世代育成支援のための行動計画の見直しも視野に入れ、

・一定の質の確保された保育サービスの量的な拡大を可能にする提供手段 の多様化のための家庭的保育の制度化(略)

などの課題について、20年度において先行して実施すべきである。

家庭的保育事業の制度化(児童福祉法等の一部を改正) 【通常国会に法案を提出予定】

- 法律上位置付けるとともに、省令で必要な基準等を設ける。
- 保育所における保育を補完するものとして家庭的保育事業を位置付ける。
- 市町村は、事前に都道府県知事に届け出て家庭的保育事業を行い、都道府県による指導監督等を受けることとする。

20年度予算案における対応 【19予算:2.2億円→20予算案:7.3億円】

- 利用児童数の拡大
- 家庭的保育者の処遇向上を図る観点から補助単価の見直し
(人件費の引き上げ、賠償責任保険料の追加 等)
- 家庭的保育支援者の配置
(家庭的保育者を支援する専門職員を連携保育所に配置)